

(株) 財務支援研究所 代表取締役社長/朝日税理士法人 業務改革部長◎小島宏之

# 税務・経理の革新を目指す 法人契約コンサルティング

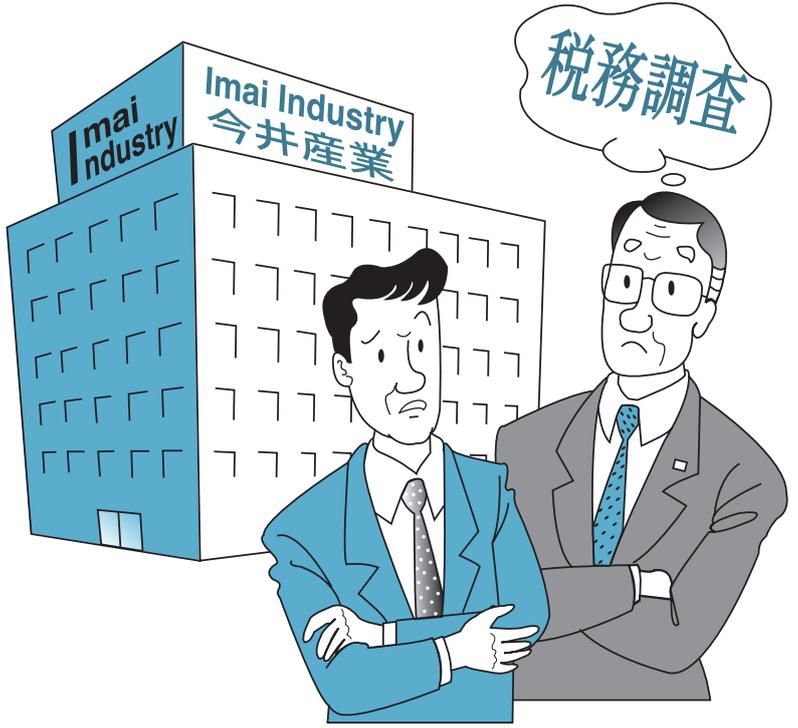
— 税務否認を契機とした保障見直し —

法人契約は一般的に、契約形態や経理処理などが複雑に入り組んでいる。税務否認を未然に防ぎ、資金効率を上げるべき立場の保険営業担当者に十分な知識がなければ、顧客に多大な損害を及ぼしかねない。今回は、税務署の指摘をきっかけに取り組んだ法人保険見直し事例を紹介しよう。

## 顧客プロフィール

父 **今井清孝**◎65歳 今井産業社長  
 息子 **一孝**◎40歳 今井産業専務

電子機器部品製造業・今井産業を経営。大手メーカーとの取引開始を機に、年商50億円、従業員200名に急成長した。だが経営権限が社長へ過度に集中し、企業規模に見合う社内体制が未整備のため、税務調査などで問題が発生している。息子の一孝専務はこの状況を解決すべく、日ごろ懇意にしている大手外資系生保の内野に相談を持ちかけていた。



INTERVIEW

### 内野政明◎35歳

大手外資系生保の代理店営業担当。CFP®。行動力に定評がある。今井産業の一孝専務とは地元の交流会で知り合い、経営上のさまざまな相談に乗っている。



### 村井邦雄◎42歳

生損保の代理店業務を兼務する経営コンサルタントで、内野の先輩。同じ外資系生保に7年勤務後、独立開業した。士業と連携し、税務・財務・事業承継対策など法人向けコンサルティングを得意としている。勉強熱心な後輩の内野とは公私ともに親しく交流している。



## 思いがけない税務否認

それは突然にやってきた。

「今井社長。この生命保険の契約形態だと、保険料は福利厚生費とは認められない。5人の役員に対する報酬となるので、所得税の追徴対象となります」

税務署の調査官はクールに言い放った。

今回、今井社長が税務否認を受けた生存保障保険は、いわゆるハーフタックス型養老保険と同じものである。保険料の損金算入が認められるには、従業員全員が普遍的に加入している必要がある。

しかし、今井産業では一部役員のみで付保していた。担当の代理店がしかるべき知識を持たないまま、契約を勧めたことによる失敗である。

役員個人への合計追徴所得税額1,500万円は、その代償にしては大きすぎた。その上、現時点でこの保険を解約しても、解約返戻金から保険料積立金を控除した残りは、役員個人ではなく法人に帰属するとの見解が、管轄の税務署から示された<sup>※1</sup>。理由は「損金算入が認められるのは、死亡保険金に対する福利厚生費だけだから」ということである。

結局、実質的に掛け捨てとなった保険に、役員報酬を投下してきたことになり、追徴課税が発生するという。今井産業にとって、まさに弱り目にたたり目の事態となった。

## 生命保険の全面検証

「内野くん。以上が、事のでん末だけど、ほかの法人契約にも何か問題があるのではないかと心配なんだ。いやそれどころか、今回のような間違いを事前に発見できなかった社内の経理体制にメスを入れなければと再認識したところだ」

今井社長の長男である一孝専務は、升に残る冷酒を一気におろしつつ、血気盛んな表情で、語気を強めた。

※1 個々の事例においては税務署の判断が分かれる場合がある。

「父は営業上の付き合いで、いろんな会社の生命保険に入っているけど、内容はよく分かっていないんだ。それぞれの契約形態、税務処理の妥当性、さらには経理業務全般に至るまで、総合的に課題をあぶり出してくれる人、君の顔の広い所でだれかいらないかな？」

疲労のたまった体の隅々まで酒が染み渡り、心の底にある不安を打ち明けた一孝専務を前に、外資系生保に所属する内野は姿勢を正した。

翌日、内野は信頼する先輩FPの村井を訪ねた。

話を聞いた村井は、「意外な依頼だ」と思った。内野は保険会社時代の後輩で、今でも研修講師として呼ばれたり、共同でマーケティング研究をしたりする良き仕事仲間だ。しかし今回のように、内野が代理店の自分に顧客を紹介し、コンサルティングを依頼してきたことは、独立開業してから一度もなかったのである。

「ほかでもない内野くんの頼みなら、断る理由はないよ。でも客観的な保障見直しをする以上、必ずしも君の会社の新契約に結びつくとは限らない。それでも本当にいいのか？」

村井の問いに対して、内野はきっぱり答えた。

「結構です。懇意にしている今井専務への支援が第一目的ですから」

真剣な表情を見て、村井は依頼を引き受けることを決めた。

## 既契約の問題点

内野とともに今井産業へ出向いた村井はまず、役員ならびに従業員200人全員の生命保険加入状況を分析する仕事から取り掛かった。

それにより、次のような課題が明らかになった。

いずれも、税務署から経理処理の誤りもしくは妥当性の有無を指摘され、追徴課税される危険をはらんでいる。